

I 利用にあたって

- (1) 本書に掲載されている表は、従業者数4人以上の事業所について集計している。
- (2) この結果書は、本市において独自に集計したものであり、経済産業省等から公表される数値と相違する場合がある。
- (3) 調査時点で、休業中、操業準備中、操業開始後未出荷などの事業所については集計結果に含まれていない。
- (4) 結果書の計数及び構成比については、四捨五入の関係で合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- (5) 表中の対前年増減率は、次の式により算出している。
$$(X_1 - X_0) \div (X_0 \text{の絶対値}) \times 100$$
 ※ X_1 ：当年の計数、 X_0 ：前年の計数
- (6) 表中の記号は次のとおりである。
 - 「－」・・・該当数値なし
 - 「0」・・・四捨五入による単位未満
 - 「△」・・・負数
 - 「X」・・・事業所数が1または2の場合、秘密の保持上秘匿したことを示し、秘匿数値は総計に合算している。ただし、3事業所以上であっても、他の統計表との関連等から秘匿処理したものもある。

II 工業統計調査の概要

- (1) 調査の目的
製造業の実態を明らかにすることを目的とする。
- (2) 調査の根拠
統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査で、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）に基づき実施している。
- (3) 調査の期日
平成26年12月31日現在
- (4) 調査の範囲
日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業者3人以下の事業所を除く）を対象としている。
- (5) 調査の方法
工業調査員（本社一括調査及び国直轄事業所調査については経済産業大臣）が配付する調査票（従業者30人以上の事業所〈製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。〉については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所〈製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。〉については「工業調査票乙」）を用い、報告者（事業所の管理責任者〈本社一括調査については本社一括調査企業を代表する者。〉）の自計報告により行っている。（調

査票の様式は巻末に添付している。)

なお、時系列表や前年比較中にある平成 23 年の数値は、「平成 24 年経済センサス-活動調査」の実施により当該年の工業統計調査が休止されたため、「平成 24 年経済センサス-活動調査 製造業」の調査結果のうち、工業統計調査の調査範囲に合わせて集計したものを掲載している。

「平成 24 年経済センサス-活動調査」と工業統計調査の調査項目の定義、調査時点の相違などから、厳密には工業統計調査の数値と連結しない部分がある。

【参考】 経済センサス-活動調査の概要

(1) 調査の目的

我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ることを目的とする。

(2) 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として実施している。

(3) 調査の期日

平成 24 年 2 月 1 日現在

(4) 調査の範囲

日本標準産業分類(平成 19 年総務省告示第 618 号)に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所及び国、地方公共団体の事業所を除く事業所・企業を対象としている。

- ① 大分類A－農業・林業に属する個人経営の事業所
- ② 大分類B－漁業に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類N－生活関連サービス、娯楽業のうち、小分類 792－家事サービス業に属する事業所

(5) 調査の方法

調査員が調査票の配布・回収を行う調査員調査と、経済産業省が一括して契約した民間事業者を活用し、本社一括調査の報告者である本所事業所及び特定の単独事業所（純粹特殊会社や内閣府へのデータ提供上必要な製造業の大規模単独事業所）に対し、調査票を直接郵送により配布し、郵送（紙、電子媒体）又はオンラインで回収する直轄調査があり、報告者（事業所の管理責任者〈本社一括調査については本社一括調査企業を代表する者〉）の自計報告により行っている。

Ⅲ 集計項目の説明

(1) 事業所数

各年 12 月 31 日現在（平成 23 年については平成 24 年 2 月 1 日現在）の事業所数である。

(2) 従業者数

各年 12 月 31 日現在（平成 23 年については平成 24 年 2 月 1 日現在）の常用労働者数と個人

事業主及び無給家族従業者数の合計である。

なお、常用労働者とは次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者
- ② 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、11月と12月に（平成23年は平成23年12月と平成24年1月）それぞれ18日以上雇われた者
- ③ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などで上記①及び②に該当する者
- ④ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者
- ⑤ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与を受けている者

(3) 現金給与総額

各年1年間に常用労働者に対して支給された給与及び特別に支払われた給与額とその他の給与額の総額である。

(4) 原材料使用額等

各年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含んだ額である。

(5) 製造品出荷額等

各年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額並びにその他の収入額の合計で、消費税等内国消費税額を含んだ額である。

(6) 有形固定資産

有形固定資産とは以下のものであり、帳簿価額による。

- ① 土地（未登記のものを除く）
- ② 建物、構築物（土木設備、建物附属設備を含む）
- ③ 機械、装置（附属設備を含む）
- ④ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等
- ⑤ 建設仮勘定

建設仮勘定とは、建設過程にある有形固定資産、例えば建物が完成して固定資産勘定に組み替えられるまでの途中でいろいろ出費があった場合、これを整理するまでの会計処理上の方法として設けられたものである。

各年の1年間にこの勘定の借方に加えられた金額が「増」、同期間内にこの勘定から他の勘定に振り替えられた金額が「減」となる。

(7) 工業用水

淡水、海水について、1日当たりの用水量を水源別、用途別に集計。1年間に事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったもの。

(8) 工業用地

- ① 各年12月31日現在において、事業所が使用（賃貸含む）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路、塀、柵などにより明確に区別される

場合またはこれらの敷地面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

- ② 事業所建築面積は、事業所敷地面積内にある全ての建築物の面積の合計をいう。
- ③ 事業所延べ建築面積は、事業所敷地内にある全ての建築物の各階の面積の合計をいう。

(9) 算式

- ① 生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末額－半製品及び仕掛品年初額）
- ② 付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－原材料使用額等－（内国消費税額＋推計消費税額）－減価償却額
- ③ 粗付加価値額＝製造品出荷額等－原材料使用額等－（内国消費税額＋推計消費税額）
- ④ 有形固定資産投資総額＝土地の取得額＋有形固定資産（土地を除く）の取得額＋（建設仮勘定の増加額－建設仮勘定の減少額）
- ⑤ 有形固定資産年末現在高＝年初現在高＋年間取得額－除却額－減価償却額

(10) 平成 20 年の前年比は、日本標準産業分類の改定が行われたため、平成 19 年調査の数値を平成 20 年の分類で再集計したものを使用し算出している。

(11) 産業分類及び簡易表示、略称は下表のとおりである。

番号	正式名称	簡易表示	略称
09	食料品製造業	食料品	食料
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・飼料	飲料
11	繊維工業	繊維	繊維
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	木材・木製品	木材
13	家具・装備品製造業	家具・装備品	家具
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙	紙パ
15	印刷・同関連業	印刷	印刷
16	化学工業	化学	化学
17	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭	石油
18	プラスチック製品製造業	プラスチック製品	プラ
19	ゴム製品製造業	ゴム製品	ゴム
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革	皮革
21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石	窯業
22	鉄鋼業	鉄鋼	鉄鋼
23	非鉄金属製造業	非鉄金属	非鉄
24	金属製品製造業	金属製品	金属
25	はん用機械器具製造業	はん用機械	は用
26	生産用機械器具製造業	生産用機械	生産
27	業務用機械器具製造業	業務用機械	業務
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品	電子
29	電気機械器具製造業	電気機械	電気
30	情報通信機械器具製造業	情報通信	情報
31	輸送用機械器具製造業	輸送用機械	輸送
32	その他の製造業	その他	その他

(12) 産業の型は以下のとおり。

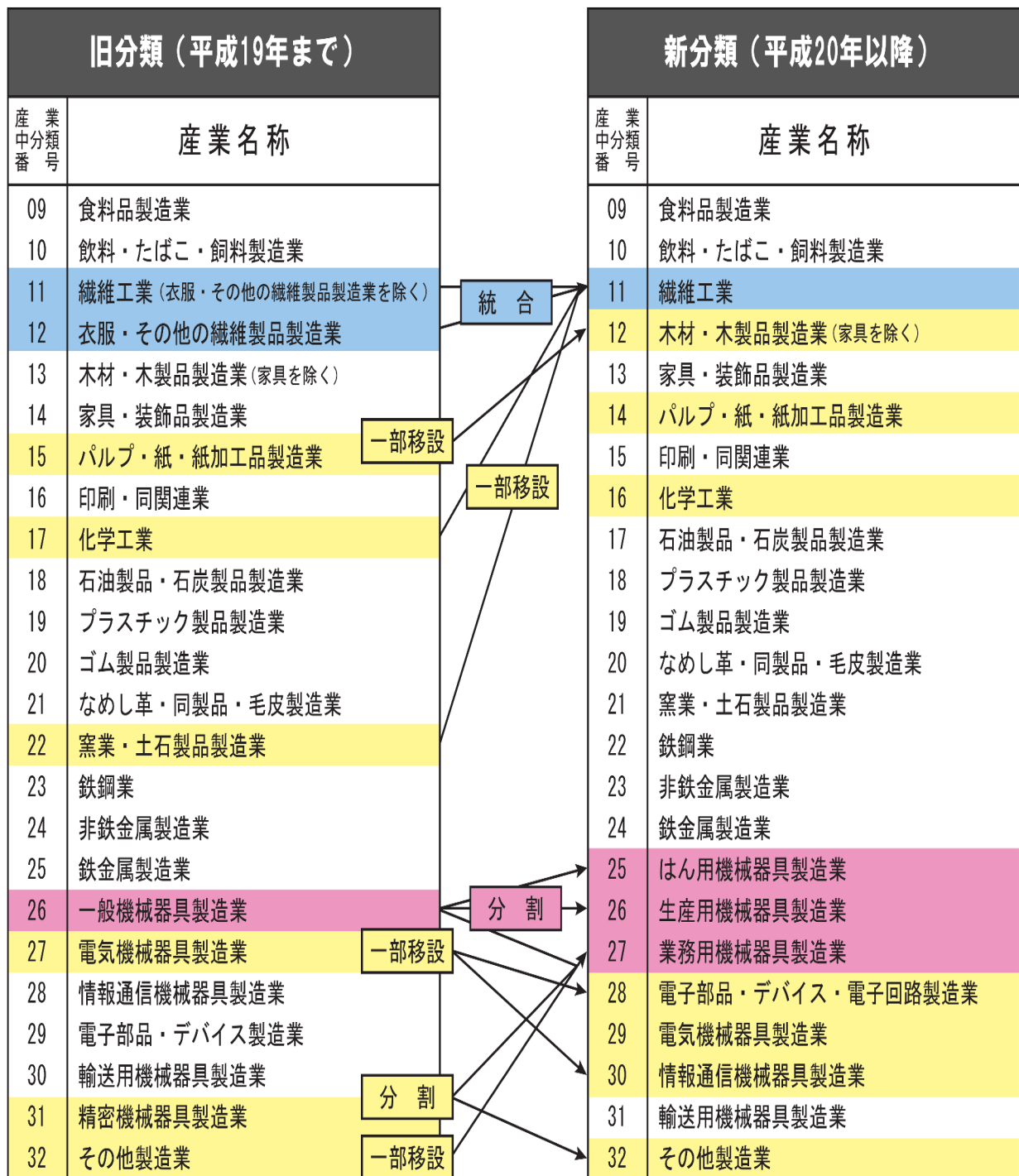
- ① 基礎・素材型産業・・・木材・木製品、パルプ・紙、化学、石油・石炭、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石、鉄鋼、非鉄金属、金属製品
- ② 加工組立型産業・・・はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子部品・デバイス、電気機械、情報通信機械、輸送用機械
- ③ 生活関連・その他・・・食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、家具・装備品、印刷、なめし革、その他

(13) 「09 食料品製造業」及び「10 飲料・たばこ・飼料製造業」の小分類は下表のとおりである。

番号	小分類名	主な項目
091	畜産食料品製造業	肉・乳製品、その他の畜産食料品製造業
092	水産食料品製造業	水産缶詰・瓶詰、海藻加工業、塩干・塩蔵品、水産練製品、冷凍水産品、冷凍水産食品、その他の水産食料品製造業
093	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	野菜・果実缶詰、農産保存食料品、野菜漬物製造業
094	調味料製造業	味そ、しょう油・食用アミノ酸、うまみ調味料、ソース、食酢、その他の調味料製造業
095	糖類製造業	砂糖製造業、砂糖精製業、ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業
096	精穀・製粉業	精米、精麦業、小麦粉製造業、その他の精穀・製粉業
097	パン・菓子製造業	パン、生菓子、ビスケット類・干菓子、米菓、その他のパン・菓子製造業
098	動植物油脂製造業	植物油脂、動物油脂製造業、食用油脂加工業
099	その他の食料品製造業	でんぷん、めん類、豆腐・油揚、あん類、冷凍調理食品、惣菜、他に分類されない食料品製造業
101	清涼飲料製造業	清涼飲料製造業
102	酒類製造業	果実酒、ビール、清酒、蒸留酒、混成酒製造業
103	茶・コーヒー製造業	製茶業、コーヒー製造業
104	製氷業	製氷業
105	たばこ製造業	たばこ製造業、葉たばこ処理業
106	飼料・有機質肥料製造業	配合飼料、単体飼料、有機質肥料製造業

(14) 平成 19 年調査では、製造業の実態をよりの確に把握するため、工業統計調査規則（経済産業省令）に基づき、調査項目の追加及び事業所の捕そく（調査対象事業所の精査）を行ったことから、平成 18 年以前の数値と平成 19 年以降の数値とは接続しない。

平成 19 年 11 月の日本標準産業分類の改訂により、平成 20 年調査から次のとおり産業分類が変更されている。



VII 参考資料

統計の地区割り

